

2015 年 1 月 19 日

八王子簡易裁判所訴訟1係 御中

原告準備書面4

争点 B に係る被告吉田の欺罔行為

欺罔には、積極的欺罔(虚偽の事実の表示)と、消極的欺罔(真実を告げないこと)とがある。

欺罔行為、錯誤、錯誤に基づく処分行為、詐取という因果経過を辿ると、詐欺罪が成立する。

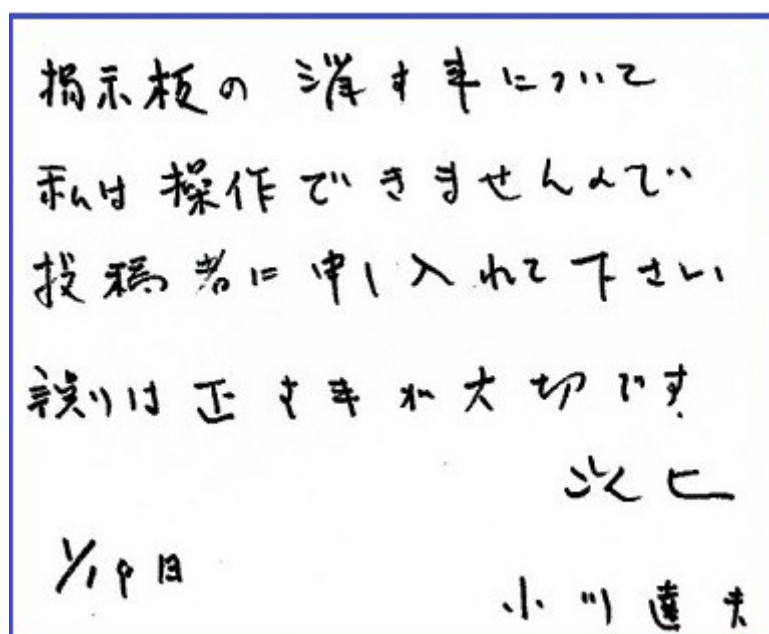
被告吉田は、2013 年 12 月に訴外・巫召鴻から提供された吉田専用匿名掲示板を小川が登録・管理者とする”週刊相場情報掲示板”と偽り、インターネット公開した。そしてハンドルネームを使い、あたかも一投稿者を装い、原告の個人情報流布をし続けた。

この目的・意図とするところ、応訴義務から逃げた被告吉田の送達先判明から、提訴された吉田は、開始される立川支部での口頭弁論に対して、訴訟妨害目的に原告への人格攻撃のツールとして活用した。

偽装管理者の小川には、自己掲示板の操作・管理の行使権は与えられておらず、掲示板への投稿の削除等は吉田か、或いは巫召鴻により為されている。

吉田が完勝した前訴事件の勝因との因果関係は、争点 A の有形偽造、争点 B のプロバイダ責任制限法・強要罪、の認否から立証される。

敗訴すべき吉田が、支払い義務を逃れたのは、不法な利益を得たことになり、詐欺罪が成立する。10 年以下の懲役で処罰される(刑法 246 条)。



掲示板の消す事について
私は操作できませんので
投稿者へ申し入れて下さい
誤りは正す事が大切です
此へ
1/19日
小川達夫

証拠方法

甲第20・21号証を提出する。

原告の証拠説明書

号証	標目	写し 原本	作成 者	立証趣旨
20	被告小川氏からの回答書 1月19日	写し	被告 小川	小川掲示板は他者に抛る登録で管理も出来ないという事実
21	被告小川氏の告発に対して警視庁からの返戻書 昨年4月3日	写し	警視 庁	被告が小川掲示板閉鎖を求めて警視庁に告発した事実。